

## 重度訪問介護における同行支援について

2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分6の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことの報酬の算定ができます。

また、令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定で、新任従業者の要件拡大と報酬単価の見直しがされています。

### 1. 制度について

#### (1) 重度訪問介護の同行支援について

障害支援区分6の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うもの

#### (2) 対象者

障害支援区分6の重度訪問介護利用者

#### (3) 新任従業者について

- ・ 重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者  
(利用者への支援が1年未満となることを見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く)
- ・ 重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援が初めての従業者

#### (4) 熟練従業者について

当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者

#### (5) 時間数

障害支援区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間

なお、新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者

行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められません。

(6) **人数**

原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できます。(事業所ごとに3人ずつ認められるものではありません。)

なお、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

(7) **報酬算定**

新任従業者と熟練従業者が2人で支援を行った場合、2人分の時間数の報酬算定が可能。ただし、報酬はそれぞれ所定単位数の90/100となる。

(8) **留意事項**

- ・2人介護による支援と熟練ヘルパーによる同行支援を同時間帯に算定することはできません。
- ・熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断してください。
- ・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から請求ができます。

**2. 利用手順について**

(1) 事業所 ⇒ 市

同行支援の利用について、市（生活支援課）へ事前に相談する。

(2) 事業所 ⇒ 利用者

新任従業者の所属する事業所が、「重度訪問介護同行支援申請書」の事業所記入欄に記入し、利用者へ説明のうえ、同意を得る。

利用者は、申請者として申請者記入欄に記入し、申請書を事業所に預け市への提出を依頼する。

(3) 事業所 ⇒ 市

市（生活支援課）に申請書を提出

(4) 市 ⇒ 利用者

申請書に基づき、必要性を判断。支給決定を行った場合、利用者へ受給者証を送付する。

(5) 利用者 ⇒ 事業所

新しく届いた受給者証を事業所へ提示する。

(6) 事業所

受給者証の内容を確認のうえ、同行支援を実施する。

受給者証の訪問系サービス事業者記入欄に、同行支援を利用することが他事業所に分かるように記入してください。

※ 同行支援の支給決定については、サービス等利用計画案やセルフプランの作成・提出は不要です。

※ 利用者が複数事業所を利用している場合、1人の利用者に対して年間3人までの算定となることから、事業所間で連絡・調整のうえ申請してください。

※ 市が認めた新任従業者以外は使えないため、採用に伴い同行支援を利用する場合は、必ず事前に申請してください。**同行支援開始後の申請は受け付けませんので予めご了承ください。**

### 3. 受給者証の記載について

#### 受給者証への記載内容について

「同行支援可（●人、●●時間●●分）令和●年●月●日～●年●月●日まで」

人数は新任従業者の人数を記載し、時間は1ヶ月当たりの同行支援時間数の合計を記載します。

例えば、令和6年9月1日から新任従業者1人に40時間/月（必要時間は120時間）決定した場合は、「同行支援可（1人、40時間）令和6年9月1日～11月30日まで」

### 4. 問い合わせ先

#### 【申請・制度に関すること】

生活支援課 障害者支援チーム TEL： 0798-35-3096・3130・3923

FAX： 0798-35-5304

#### 【請求に関すること】

障害福祉課 事務・政策チーム TEL： 0798-35-3780

FAX： 0798-35-5300